

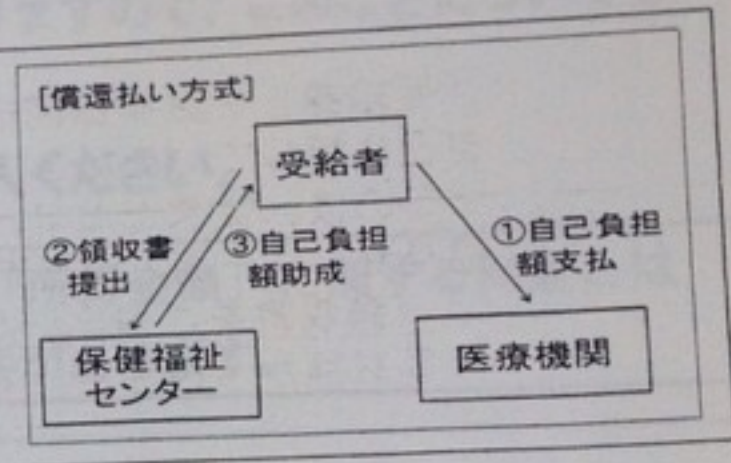
千葉市

平成27年10月1日
受診分から

心身障害者医療費助成制度の 助成方法が変わります！

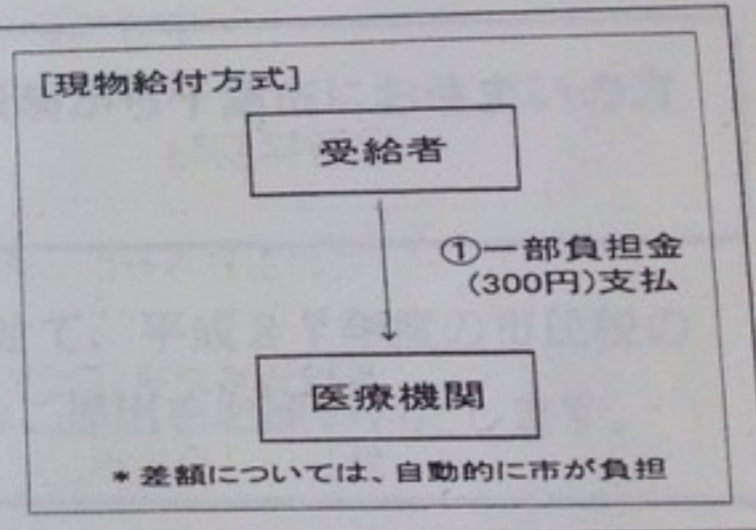
これまでは(平成27年9月30日受診分まで)

医療機関等の窓口で自己負担した医療費の領収書を助成申請書とともに、保健福祉センター高齢障害支援課に提出し、診療月の翌月以降に助成金が振り込まれます。



これからは(平成27年10月1日受診分から)

医療機関等の窓口で、健康保険証と一緒に本市が発行する「受給券」を提示することで、無料または一部のご負担(一部負担金)で受診できます。
(原則として、医療費の領収書を添付して申請する必要がなくなります)



一部負担金について

- 一部負担金の対象者
世帯の市民税所得割額の合計が33,000円以上の方は、通院(薬局を除く)1回、入院1日あたり300円をご負担いただくこととなります。
(詳しくは別紙をご覧ください)
- 一部負担金の限度回数
人工透析を受けている方、長期の入院をされている方などで、同じ月に、同じ医療機関に5回以上通院した場合、または同じ医療機関への入院日数が5日以上の場合、5回目(5日目)以降にご負担いただいた一部負担金については、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課に申請書と領収書を併せて申請いただくことで助成します。

市民税課税状況の確認に関する「同意書」等提出のお願い

- 平成27年10月1日以降の診療について、平成27年度の世帯に属する方の市民税所得割額の合計額が33,000円以上の方は、通院（薬局除く）1回、または入院1日ごとに、300円（一部負担金）をご負担いただくことになります。
- つきましては、本市が一部負担金の有無を決定するにあたり、市民税額を確認させていただくため、下記の同意書等の書類について提出をお願いいたします。
- また、本制度において、本市から受給者の方が加入されている健康保険に対して、給付状況を照会したり、受給者の方の情報を提供する場合がありますので、このことについても併せて同意をいただくようお願いいたします。
- **同意書には、必ずご住所、お名前、生年月日をご記入ください。**

※ 本同意書については、受給資格の申請の際に頂いた、「所得金額」に関する同意とは異なりますので、すべての受給者の方にご提出いただく必要があります。

<ご提出いただく書類>

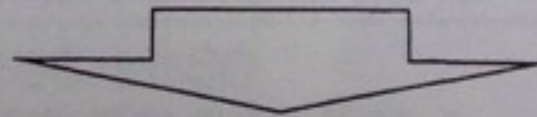
- 1 現在受給資格をお持ちの方で、平成27年1月1日以前から千葉市にお住まいの方
(千葉市に住民登録がある方)

*平成27年10月1日からの受給資格の更新に合わせて、平成27年度の市民税の課税状況を確認させていただくため、別添「同意書」のご提出をお願いいたします。

- 2 現在、受給資格をお持ちの方で、平成27年1月2日以降に千葉市に転入された方
及び千葉市に住民登録がない方

*千葉市で平成27年度の市民税課税状況を確認できないため、「同意書」に加え、平成27年1月1日時点で住民登録があった市町村から世帯員全員の市町村民税課税証明書等を取得のうえ、千葉市にご提出をお願いします。

*なお、受給資格認定申請時に、既に平成27年度の課税証明書をご提出いただいている世帯員の分はあらためて提出いただく必要はありません。



1、2のいずれの場合も、平成27年7月17日（金）（必着）までに、同封の返信用封筒により、障害者自立支援課までご提出をお願いします。

受給券が利用できない診療の場合

千葉県外の医療機関、はり・きゅう・マッサージ等では受給券が利用できません。

また、千葉県外の国民健康保険に加入されている方（全国土木建築国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合を除く）についても、医療機関で受給券が利用できませんのでご注意ください。

これらの利用できない診療については、従来どおり、医療費の領収書を助成申請書とともに、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課にご提出いただくことで助成します。

（領収書をご提出いただいた場合も、通院1回・入院1日300円の一部負担金を助成額から控除させていただきます。）

受給券を忘れた場合

「受給券」を医療機関に持参することを忘れた場合、従来どおり、医療機関の窓口で自己負担していただきます。

その後、従来どおり、医療費の領収書を助成申請書とともに、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課にご提出いただくことで助成します。

（領収書をご提出いただいた場合も、通院1回・入院1日300円の一部負担金を助成額から控除させていただきます。）

次の事項について、制度の変更はありません。

○助成対象となる障害種別

- ・身体障害者手帳1～2級及び内部障害3級
- ・療育手帳④～Bの1
- ・精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）1級

○所得制限

※ このお知らせは、平成27年6月時点で心身障害者医療費助成の受給資格を所持している方に、お送りしています。

受給資格の更新に伴う所得確認の結果、10月1日から受給資格が喪失となる場合もあります。

※ 新しい「受給券」は、平成27年9月下旬に送付予定です。

《お問い合わせ窓口》

住所区	所管課	住所	連絡先
中央区	中央保健福祉センター 高齢障害支援課	〒260-8511 中央区中央4丁目5番1号 Qiball（きぼーる）11階	TEL 221-2152 FAX 221-2602
花見川区	花見川保健福祉センター 高齢障害支援課	〒262-8510 花見川区瑞穂1丁目1番地	TEL 275-6462 FAX 275-6317
稲毛区	稲毛保健福祉センター 高齢障害支援課	〒263-8550 稲毛区穴川4丁目12番4号	TEL 284-6140 FAX 284-6193
若葉区	若葉保健福祉センター 高齢障害支援課	〒264-8550 若葉区貝塚2丁目19番1号	TEL 233-8154 FAX 233-8251
緑区	緑保健福祉センター 高齢障害支援課	〒266-8550 緑区鎌取町226番地1	TEL 292-8150 FAX 292-8276
美浜区	美浜保健福祉センター 高齢障害支援課	〒261-8581 美浜区真砂5丁目15番2号	TEL 270-3154 FAX 270-3281

*お問い合わせは、上記のお住まいの区の高齢障害支援課にお願いします。

他区の窓口や、健康課等の異なる窓口では、受付できませんのでご注意ください。